



熊本県公報

第12566号
平成28年10月28日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土地収用による収用又は使用の手續開始…………… (用地対策課) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… () 6
- 鳥獣保護区の指定の変更…………… (自然保護課) 6
- 鳥獣保護区の指定の変更…………… () 7
- 鳥獣保護区の指定の変更…………… () 7
- 鳥獣保護区の指定の変更…………… () 7
- 鳥獣保護区の指定の変更…………… () 8
- 鳥獣保護区の指定の変更…………… () 8
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定の変更…………… () 8
- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更…………… () 9
- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更…………… () 9
- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更…………… () 9
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 9
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退…………… () 10
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の変更…………… () 10
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の再開…………… () 10
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… () 11
- 試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事に
係る一般競争入札の参加資格等…………… (水産振興課) 11
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 12
- 保安林の指定に関する予定…………… () 12
- 保安林の指定に関する予定…………… () 12
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 13
- 道路の供用開始…………… () 13

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 13
- 第11次鳥獣保護管理事業計画の変更…………… (自然保護課) 13
- 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の変更…………… () 14
- 都市計画事業の認可…………… (道路整備課) 14
- 試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事に
係る一般競争入札の実施…………… (水産振興課) 14
- 道路の位置指定…………… (建築課) 17
- 道路の位置指定…………… () 18
- 道路の位置指定…………… () 18
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 18
- 農用地利用配分計画の認可…………… () 19
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 19
- 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)の変更…………… (自然保護課) 20
- 平成28年度熊本県文化振興審議会の開催…………… (文化振興審議会) 20

告 示

熊本県告示第905号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
伊良野原沢	山都町郷野原	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
山作-1	山都町上差尾	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
山作-2	山都町上差尾	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
花寺-1	山都町花上	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
花寺-2	山都町花上	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
花寺-3	山都町花上	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
長崎-1	山都町長崎	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
長崎-2	山都町長崎	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
長崎-3	山都町長崎	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
長崎-4	山都町長崎	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
二津留-1	山都町二津留	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
二津留-2	山都町二津留	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
二津留-3	山都町二津留	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
今滝下（今滝下3）	山都町今	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
山造	山都町上差尾、郷野原	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
山造（上差尾）-1	山都町上差尾	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
山造（上差尾）-2	山都町上差尾	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
山造（上差尾）-3	山都町上差尾	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
下神働1	山都町花上	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
下神働2	山都町花上	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
下神働3	山都町花上	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上差尾1-1	山都町上差尾	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

上差尾 1-2	山都町上差尾	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
上差尾 2-1	山都町上差尾	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
上差尾 2-2	山都町上差尾	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
上差尾 2-3	山都町上差尾	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
上差尾 3	山都町上差尾	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
上差尾 4	山都町上差尾	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
上差尾 6	山都町上差尾	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
上塩出 1	山都町塩出迫	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
上塩出 2	山都町塩出迫	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
上塩出 5 (下塩出)	山都町塩出迫	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
大迫	山都町米迫	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
今村 1	山都町今	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
神の木 1	山都町八木	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
神の木 2	山都町八木	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
今村 2	山都町今	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
八矢	山都町八木	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
今滝下 1	山都町今	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
今滝下 2	山都町今	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
花上 1	山都町花上	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
花上 2	山都町花上	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
花上 3	山都町花上	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
花寺 1	山都町花上	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
花寺 2	山都町花上	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
花寺 3	山都町花上	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり

中神働 2	山都町花上	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
土戸 2 (米迫滝下 2)	山都町米迫	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
土戸 3 (米迫滝下 3)	山都町米迫	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
長崎 1	山都町長崎	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
米山 1	山都町米迫	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
米山 2 - 1	山都町米迫	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
米山 2 - 2	山都町米迫	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
長崎 2	山都町長崎	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
上長崎 1	山都町長崎	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
長崎滝下	山都町長崎	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
下長崎 1	山都町長崎	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
上長崎 2	山都町長崎	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
上長崎 3	山都町長崎	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
上長崎 4	山都町長崎	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
上長崎 5	山都町長崎	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
甲長崎 1	山都町長崎	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
甲長崎 2	山都町長崎	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
中神働	山都町花上	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
花上	山都町花上	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
今滝下 - 1	山都町長崎	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
今滝下 - 2	山都町長崎	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
今滝下 (今滝下 4)	山都町今、米迫	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
越尾 - 1	山都町郷野原	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
越尾 - 2	山都町郷野原	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり

安方 1-1	山都町安方	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり
安方 1-2	山都町安方	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり
安方 1-3	山都町安方、塩原	別図 7 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 3 のとおり
安方 2	山都町安方	別図 7 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 4 のとおり
赤谷-1	山都町郷野原	別図 7 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 5 のとおり
赤谷-2	山都町郷野原	別図 7 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 6 のとおり
長成 2 (長成 1)	山都町安方	別図 7 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 7 のとおり
安方 3-1	山都町安方	別図 7 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 8 のとおり
安方 3-2	山都町安方	別図 7 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 9 のとおり
安方 3-3	山都町安方	別図 8 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 0 のとおり
長成 2	山都町安方	別図 8 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 1 のとおり
米迫滝下	山都町今、米迫	別図 8 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 2 のとおり

(別図 1 から別図 8 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 9 0 6 号

土地収用法 (昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号) 第 3 4 条の 3 の規定により、次のとおり収用又は使用の手続を開始を告示する。

平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事 (熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで) 並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 熊本県上益城郡山都町北中島字冷水、字小星、字前田、字城ノ尾、字北城ノ尾、字小皿木、字皿木、字西原、字古皿木、字立山及び字境ノ谷、島木字杉ノ谷、字檜又及び字柳又、金内字椈木、字万倍、字戸ノ上、字松ノウソ、字西田、字夕尺、字川原田、字浦田及び字門際、原字藤ノ塔、字中畑、字靱子、字餅田、字前田及び字日暮尾、杉木字高尾、字長尾、字騎者ノ木、字滝下及び字下多良原、上寺字荒平、字山居谷、字梅ノ木、字中前田、字日渡、字村ノ脇、字溝曲、字森ノ本及び字山中並びに城平字城ノ平、字山宮、字西作田、字龍ノ坪、字東城ノ平、字原畑及び字原地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地 熊本県上益城郡山都町北中島字冷水、字前田、字城ノ尾、字北城ノ尾、字小皿木、字皿木、字古皿木及び字立山、島木字杉ノ谷及び字檜又、金内字万倍、字戸ノ上、字松ノウソ、字川原田及び字浦田、原字中畑及び字靱子、杉木字長尾、字騎者ノ木、字滝下及び字下多良原、上寺字梅ノ木、字中前田、字日渡、字村ノ脇、字溝曲、字森ノ本及び字山中並びに城平字西作田、字東城ノ平、字城ノ平及び字原地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本県上益城郡山都町役場

熊本県告示第 9 0 7 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字丸山字古田173番5、173番18、173番45、173番46、字豊尺197番6、203番1、203番5、203番13、203番18、203番36から203番38まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第908号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社介護サービス合志	訪問介護事業所まなびや	荒尾市宮内出目654番地6コーポいわさき101号室	平成28年11月1日	訪問介護

熊本県告示第909号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社介護サービス合志	訪問介護事業所まなびや	荒尾市宮内出目654番地6コーポいわさき101号室	平成28年11月1日	介護予防訪問介護

熊本県告示第910号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 北向山鳥獣保護区
- 2 区域 菊池郡大津町及び阿蘇郡南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 337ヘクタール
- 4 存続期間 平成18年11月1日から平成29年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、菊池郡大津町、阿蘇郡南阿蘇村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかにな

るように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は、被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第911号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 中松鳥獣保護区
- 2 区域 阿蘇郡南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 898ヘクタール
- 4 存続期間 平成18年11月1日から平成29年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇郡南阿蘇村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は、被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第912号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 早川・大峯鳥獣保護区
- 2 区域 上益城郡甲佐町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 350ヘクタール
- 4 存続期間 平成18年11月1日から平成29年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、上益城郡甲佐町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は、被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第913号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 内谷ダム鳥獣保護区
- 2 区域 球磨郡五木村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 81ヘクタール
- 4 存続期間 平成18年11月1日から平成29年10月31日まで

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、球磨郡五木村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は、被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第914号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 高原鳥獣保護区
- 2 区域 球磨郡相良村、同郡あさぎり町及び同郡錦町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,740ヘクタール
- 4 存続期間 平成18年11月1日から平成29年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、球磨郡相良村、同郡あさぎり町、同郡錦町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は、被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第915号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 立田山鳥獣保護区
- 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 812ヘクタール
- 4 存続期間 平成18年11月1日から平成29年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、熊本市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は、被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第916号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定の変更をするので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区

- 2 区域 菊池郡大津町及び阿蘇郡南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 102ヘクタール
- 4 存続期間 平成18年11月1日から平成29年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、菊池郡大津町、阿蘇郡南阿蘇村、熊本県鳥獣保護センター等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、特別保護地区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、特別保護地区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は、被害状況を確認し、法に基づき適正な措置を行う。

熊本県告示第917号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
 平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 河原谷特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 玉名市及び玉名郡玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 122ヘクタール
- 4 存続期間 平成18年11月1日から平成29年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第918号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
 平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 前越特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 19ヘクタール
- 4 存続期間 平成18年11月1日から平成29年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第919号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
 平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 章鹿倉特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 球磨郡山江村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 145ヘクタール
- 4 存続期間 平成18年11月1日から平成29年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第920号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
みすみ胃腸科外科	熊本市南区富合町杉島921-1	平成23年12月31日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
松本歯科医院	荒尾市本井手1561-9	平成28年8月23日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ひまわり薬局	荒尾市原万田460-2	平成28年9月16日

熊本県告示第921号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
人吉皮膚科医院	人吉市西間上町2386-8	平成28年9月1日

熊本県告示第922号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ファーコス薬局 おれんじ 水俣市天神町1-46	名 称		平成28年7月1日
	おれんじ薬局	ファーコス薬局おれんじ	

熊本県告示第923号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の再開の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
佐々木整形外科	上天草市大矢野町中1314-1	平成28年8月26日

熊本県告示第924号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
みすみ胃腸科外科	熊本市南区富合町杉島921-1	平成24年1月1日
まるお皮ふ科	上益城郡益城町広崎字花立1038-1	平成28年9月5日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
チューリップ薬局	上益城郡益城町広崎1038-9	平成28年9月1日
さくら薬局	水俣市桜井町2-2-19	平成28年4月1日

(訪問看護)

事業者の名称及び所在地	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
株式会社万葉福祉会 八代市水島町2104-4	訪問看護ステーション和花 八代市植柳下町1952-2-1	平成28年10月3日

熊本県告示第925号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備・修理」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
告示の日から平成28年11月14日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第926号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫字上竊8755番6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上竊8755番6（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第927号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字坂ノ元3353番1、3356番1、3357番、3358番1から3358番7まで、3359番1から3359番3まで、3368番1、3373番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂ノ元3353番1・3356番1・3359番2・3359番3・3368番1（以上5筆については次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第928号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字須屋3138番1（次の図に示す部分に限る。）、3138番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字須屋3138番3（次の図に示す部分に限る。）、3138番1
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産
 部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する
 。）

熊本県告示第929号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の
 供用を開始する。
 その関係図面は、平成28年10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路
 保全課において一般の縦覧に供する。
 平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字野尻字初馬谷 1111番2地先から 同所 1107番2地先まで	106.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年10月28日

熊本県告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の
 供用を開始する。
 その関係図面は、平成28年10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路
 保全課において一般の縦覧に供する。
 平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	氷川八代線	八代市宮地町字福正寺 570番1地先から 八代市西宮町字高丸 1083番2地先まで	7.24	

2 供用を開始する期日 平成28年10月28日

公 告

熊本県公告第640号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関す
 る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡嘉島町大字下六嘉字上ノ口3540番1の一部、同3541番2の一部及び
 同3541番4
 214.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市東区小山二丁目6番83号コーポサンライズ201
 秋山 綾二

熊本県公告第641号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4

条第1項の規定により第11次鳥獣保護管理事業計画（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）を変更したので、同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局、自然保護課及び各広域本部地域振興局農林部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第642号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により定められた第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（平成27年5月29日から平成29年3月31日まで）を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各広域本部地域振興局農林部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成28年九州地方整備局告示第148号本渡都市計画道路事業1・6・1号本渡港瀬戸線及び3・5・1号本渡港線
- 3 事務所の所在地 熊本県天草市今釜新町3530 熊本県天草広域本部
- 4 事業施行期間 平成28年10月5日から平成35年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 熊本県天草市港町、東町、瀬戸町、志柿町字郷内、字西大迫及び字東大迫地内
使用の部分 熊本県天草市港町地先海面、東町地先海面、瀬戸町地先海面及び志柿町字東大迫地先海面

熊本県公告第644号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称 試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事
 - (2) 業務に係る発注・契約・入札担当部局
（発注担当部局） 熊本県農林水産部水産局水産振興課資源栽培班
（契約担当部局） 熊本県農林水産部水産局水産振興課総務班
（入札担当部局） 熊本県出納局管理調達課管理班
 - (3) 業務の内容 試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事仕様書による。
 - (4) 委託期間 契約締結の日から平成29年2月17日（金）まで
 - (5) 履行場所 落札者の所有する造船所
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(4)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (7) 入札金額は、本業務に要する費用の総額とす。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額に1円未満の端数があるとは、その端数を切り捨てた金額を加算した金額とする。入札書に消費税及び地方消費税の金額が記載されている場合は、その金額に消費税を加算した金額とする。入札書に消費税及び地方消費税の金額が記載されていない場合は、入札書の金額とする。入札書に消費税及び地方消費税の金額が記載されている場合は、その金額に消費税を加算した金額とする。入札書に消費税及び地方消費税の金額が記載されていない場合は、入札書の金額とする。
- (8) 業務に係る仕様書の特段の定めがない事項については、熊本県競争入札（物品調達・業務委託等）（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）の運用基準の規定を準用する。

(9) この入札は、最低制限価格を設定しない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- (1) 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有する者と決定された者のうち業務区分が「物品」、業種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備・修理」に録されている者であること。なお、入札参加資格を有している者が、次のアからエまでの入札参加資格申請内容変更届による競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もあ。ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間公告の日から平成28年11月14日（月）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 試験調査船ひのくに（以下「ひのくに」という。）の母港である熊本県水産研究センターから直線距離で半径300キロメートル以内に自己が所有するひのくにが入渠可能な造船所を有すること。
- (6) (5)の造船所内に本業務が実施可能な上架施設を有し、かつ、当該造船所内又はその周辺にひのくにの乗船職員が6人（うち女性1人）以上同時に宿泊可能な施設（入札参加者が借り上げた宿泊施設等を含む。）を有すること。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 本業務を実施する予定の造船所の所在地及び上架施設、宿泊施設の規模等を記載した資料（パンフレット等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約の上提出すること。ただし、(1)アに添付できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成28年11月21日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）

- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
熊本県水産研究センターにおいて、公告の日から平成28年11月21日(月)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注担当部局において公告の日から平成28年12月8日(木)まで行う。
- (3) 入札説明会
ア 日時 平成28年11月11日(金)午後1時
イ 場所 上天草市大矢野町中2450番地2
熊本県水産研究センター
- (4) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年12月7日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成28年12月8日(木)午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年12月7日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (6) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる契約担当部局（熊本県農林水産部水産局水産振興課総務班）

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 発注に関すること。

熊本県農林水産部水産局水産振興課資源栽培班（熊本県庁行政棟本館10階）

電話番号 096-333-2831（資源栽培班直通）

ファックス番号 096-382-8511

イ 契約に関すること。

熊本県農林水産部水産局水産振興課総務班（熊本県庁行政棟本館10階）

電話番号 096-333-2454（総務班直通）

ファックス番号 096-382-8511

ウ 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県水産研究センター総務課

電話番号 0964-56-5111

ファックス番号 0964-56-4533

エ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

オ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Periodic inspection work based on the Ship Safety Act, etc. of the test survey ship Hinokuni (Research Vessel Hinokuni)

(2) Date and Place for tender

Date: December 8, 2016, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Department of Agriculture Forestry and Fisheries Fisheries Bureau Fisheries Promotion Division

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Government Department of Agriculture Forestry and Fisheries Fisheries Bureau Fisheries Promotion Division

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2454

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 荒尾市荒尾2320番地36
- 2 築造者の氏名 飯牟禮武
- 3 道路の位置 玉名市立願寺字六地藏861番5、同861番7、同862番3
- 4 道路の幅員 6.20メートル
- 5 道路の延長 40.27メートル
- 6 指定年月日 平成28年10月12日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第60号

熊本県公告第646号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市古閑1047番地5
- 2 築造者の氏名 嶋山繁子
- 3 道路の位置 山鹿市古閑字十三部1047番6
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 101.74メートル
- 6 指定年月日 平成28年10月7日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第59号

熊本県公告第647号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市鹿本町下高橋154番
- 2 築造者の氏名 FOUR・SE株式会社
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字西畦原1940番1
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.20メートルまで
- 5 道路の延長 67.92メートル
- 6 指定年月日 平成28年10月13日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第108号

熊本県公告第648号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
奥名 政成	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字梶原1698番1ほか7筆
農事組合法人北出ファーマーズ	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺五番割458番1ほか30筆
株式会社青空ファーム	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺五番割464番1ほか1筆
岡田 誠	八代市鏡町両出	八代市鏡町宝出字五番割116番1ほか7筆
松田 英次	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺六番割479番1ほか2筆
増田 勝巳	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺六番割486番1ほか3筆
本田 友治	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字式〇番割649番1ほか

		10筆
黒木 信哉	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺六番割477番1ほか8筆
園田 聖	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺四番割405番1ほか8筆
中村 留雄	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺七番割506番1ほか1筆
開田 辰義	八代市鏡町貝洲	八代市鏡町両出字式八番割866番1ほか1筆
村嶋 大吉	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字式九番割887番1
村島 耕二	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字参五番割1039番1ほか6筆
村田 峯喜	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字式八番割865番2ほか7筆
村田 裕信	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字九番割243番1ほか9筆
吉田 昭則	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字参参番割1009番1ほか11筆
農事組合法人北出ファーマーズ	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺五番割464番1ほか87筆

2 認可年月日
平成28年10月21日

熊本県公告第649号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人やまぶきの里	阿蘇郡産山村産山	阿蘇郡産山村大字産山字寺坂2086番ほか3筆

2 認可年月日
平成28年10月21日

熊本県公告第650号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1436号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土石灰10%	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本礦業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字山口148番地1	平成34年10月21日
熊本県肥第1437号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土石灰20%	アルカリ分：55.0 可溶性苦土	含有を許される有害成分の最大量及びその他の	熊本礦業株式会社 熊本県玉名郡玉	平成34年10月21日

			: 20. 0	制限事項は、公 定規格のとおり	東町大字山口1 48番地1	
--	--	--	---------	--------------------	------------------	--

熊本県公告第651号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により定めた第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（平成27年5月29日から平成29年3月31日まで）を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各広域本部地域振興局農林部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。
平成28年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県文化振興審議会公告第1号

平成28年度熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。
平成28年10月28日

熊本県文化振興審議会

- 1 開催日時
平成28年11月4日（金）
午後2時から午後4時まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成28年度県の主な文化振興施策について（報告）
(2) 第27回「くまもと県民文化賞」受賞候補者の選考について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県文化振興審議会事務局（熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課）
（電話096-333-2154）